

第14 地下街の取り扱い

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、地下街に関する関連通知が廃止することとなったところであるが、別に基準が示されるまでの間の地下街の取り扱いについては、下記に示す通達に基づき運用すること。

1 関連通達

- (1) 地下街の取扱いについて（昭和48年7月31日 建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）
改正（昭和55年10月 建設省都計発第110号、消防予第209号、警察庁乙備発第13号、鉄総第682号、55資庁第12279号）
（昭和63年8月 建設省都計発第86号、消防予第99号、警察庁乙備発第5号、官鉄施第69号、地施第119号、63資庁第8938号）
- (2) 地下街に関する基本方針について（昭和49年6月28日 消防予第90号、消防安第63号）
改正（昭和56年4月 消防予第89号）
（昭和63年8月 消防予第106号）
（平成4年2月 消防予第26号）
（平成10年3月 消防予第38号）
- (3) 地下街の取扱いについて（昭和61年10月16日 消防予第138号）
- (4) 地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月1日 建設省住防発第23号、消防予第146号）
- (5) 地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月25日 建設省住防発第25号、消防予第156号）
- (6) 地下街類似のものの取扱い及び地下街における漏れガス対策に関する申し合わせについて（昭和56年4月21日 消防予第90号）

2 消防用設備等の設置に係る取り扱い

- (1) 駐車場の取り扱い
地下道に連続して面する店舗、事務所等に通路又は階段等で接続している駐車場は、政令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物の部分として取り扱うこと。
- (2) 地下道の床面積の算定
ア 地下街に消防用設備等の技術上の基準を適用する場合、地下道部分の床面積の算定は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は、当該距離）の線で囲まれた部分の床面積とする。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付特定防火設備若しくは感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の線で囲まれた部分までとすることができること。
イ 地下街と同一階層の地下鉄道部分（改札・事務室）は、地下街の面積に算入しないものであること。